

(別添) 無人航空機の飛行を制限する条例の事例

	団体名	条例名	目的	概要	該当条文	罰則	条例等のリンク
1	千葉県 芝山町	ひこうきの丘の設置及び管理に関する条例	ひこうきの丘の設置及び管理	ひこうきの丘の区域内において、ドローン等の小型無人機の使用をすることを禁止	第6条	—	<a href="http://www1.g-reiki.net/town.shibayama/reiki_honbun/g061RG00000586.html">http://www1.g-reiki.net/town.shibayama/reiki_honbun/g061RG00000586.html</a>
2	静岡県 南伊豆町	南伊豆町海水浴場条例	海水浴場の管理	海水浴場において、ドローンの使用を禁止(ただし、町長が認めるときは、この限りでない)	第7条	3万円以下の罰金	<a href="http://www.town.minamiizu.shizuoka.jp/reiki/act/frame/frame110001268.htm">http://www.town.minamiizu.shizuoka.jp/reiki/act/frame/frame110001268.htm</a>
3	三重県	伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	要人への危険の未然防止により ・会議の円滑な実施 ・良好な国際関係の維持 ・地域の安全の確保	平成28年3月27日から同年5月28日までの間、対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止。 (ただし、あらかじめ許可を受けた場合等はこの限りではない。) ※平成28年5月28日に失効済	—	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	失効により掲載なし
4	奈良県	奈良県立都市公園条例	都市公園の管理	都市公園においてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を知事(公園管理者)に届け出なければならない。	第10条	—	<a href="http://www.pref.nara.jp/somu-jo/jourei/reiki_honbun/k401RG00000364.html">http://www.pref.nara.jp/somu-jo/jourei/reiki_honbun/k401RG00000364.html</a>
5	鳥取県	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例	鳥取砂丘の保全・再生の推進と適切な利用の増進	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項第5号の規定により、「模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせる」行為を禁止している。 当該禁止行為に抵触しない形でドローンを使用することは可能。(使用にあたっては、別途定めているガイドラインの遵守が必要。)	第10条	—	(条例) <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/178123.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/178123.htm</a> (ガイドライン) <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/659244/guideline.pdf">http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/659244/guideline.pdf</a>

※他の事例については、国土交通省航空局ホームページを御参照ください。